

2025 年 4 月吉日

各位

株式会社セディナオートリース

軽自動車 6 月継続検査時の納税証明書について

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、2023 年 1 月 4 日より、軽自動車税(種別割)の車両ごとの納付情報を、軽自動車検査協会等がオンラインで確認できる「軽 JNKS」の運用を開始しました。

軽 JNKS により、継続検査窓口での「納税証明書の提示」が原則不要になっておりますので、納税証明書の送付を割愛させていただいております。

軽自動車税納付は、毎年5月中旬から6月上旬に集中しており、各自治体からの納税通知書の送付状況によっては、納税が遅くなる場合もございます。可能な限り日程調整をお願いできればと存じます。

引き続き相変わらぬご愛顧のほどお願い申し上げます。

敬具

【4 月 1 日以降の継続検査について】

・4月1日から5月31日に継続検査を受けようとする場合、

該当年度の自動車税の納付前であっても、前年度の自動車税が納付されていれば受検できます。

・6月1日以降に継続検査を受けようとする場合、

該当年度の自動車税の納付が必要です。

但し、納付期限が到来していない場合(例:納付期限が6月末)は、該当の市区町村に前年度納付実績を申し入れすれば、納付済として対応していただける場合があります。

・2025 年 4 月 1 日より、継続検査が車検満了日の2か月前から可能になりました。

【6 月継続検査 納税証明書の送付依頼について】

6 月継続検査の軽自動車税納税証明書が必要な場合(納付情報が「軽 JNKS」に反映されておらず納付情報を確認できない等)、

継続検査の日程が決まり次第、別紙「納税証明書送付依頼書」にご記入いただき、下記弊社へ FAX にてご依頼下さい。

【お問合せ先】

株式会社セディナオートリース 車両管理部 車検チーム

TEL 03-6628-6707 FAX 03-6628-6701

【軽 JNKS に関するご質問】

・市区町村の軽自動車税担当課へお問い合わせ下さい。

以上

FAX 送付先 03-6628-6701

年 月 日

株式会社セディナオートリース
車両管理部 車検チーム 御中

6 月継続検査 納税証明書送付依頼書

店舗名	
電話番号	
担当者名	

◆納税証明書送付依頼車両一覧

No.	契約者名	登録番号	車検 有効期限	入庫 予定日	備考
例	〇〇 〇〇	品川 580 あ ●●●●	6/15	6/3	
1			/	/	
2			/	/	
3			/	/	
4			/	/	
5			/	/	
6			/	/	
7			/	/	
8			/	/	
9			/	/	
10			/	/	

コメント欄